

会 議 録

会議の名称	第36回 和泉市個人情報保護審査会
開催日時	平成29年11月1日（水） 午後2時25分から午後3時まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護審査会委員 伊藤委員、塚田委員、的場委員、森口委員 ・実施機関（生活福祉課） 西田次長、井上課長、高橋課長補佐、辻係長、西垣主事 ・事務局職員（総務部総務管財室） 土本総務監、近藤室長、高垣総括主査、船津総括主査、柿花主事
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長の選出について 2 留置施設等收容情報通知制度による個人情報の取得及び提供について（継続審議）
会議の要旨	・所管課から案件の説明を受け、質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	会議公開（傍聴者なし）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p>1 会長の選出について</p> <p>委員の互選により、森口委員を会長に選出した。</p> <p>2 留置施設等收容情報通知制度による個人情報の取得及び提供について（継続審議）</p> <p>資料に基づいて、生活福祉課から説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、既に実施している大阪市・東大阪市・堺市以外の大阪府内の市町村が今回一斉に制度導入し実施しようとするもので、大阪市・東大阪市・堺市・和泉市を除く39団体のうち、諮問済又は諮問予定の市町村が25団体、諮問をしない市町村が13団

体、どちらか未定の市町村が1団体であり、諮問済又は諮問せずに制度実施を行う団体が39団体中21団体、制度実施が不可である団体が2団体、今後の諮問により制度実施の可否が決まる団体が15団体と、諮問するか否か未定の団体が1団体の、合わせて16団体が未定である。また、平成30年2月の大阪府個人情報保護審議会までに、本審査会の答申が得られるよう取り組む必要がある。

- ・逮捕、勾留後に再度和泉市で生活保護受給者となっていない人に関しては、二重支給分が返還されにくくなっている。現在は生活保護受給者の逮捕・勾留時点において、その事実を把握することができないため、いったん二重支給を行った後、返還請求を行っている。しかし、本制度の導入によって逮捕・勾留の情報をいち早く得ることができ、不要な二重支給を防ぐことができる。
- ・生活保護受給者が逮捕・勾留され、生活保護が停止された場合でも、釈放された後に再度の申請があった場合には、おおむね1週間から10日程度で生活保護を再開しており、また、保護決定の際には、保護申請日から保護適用を行い、生活保護費の計算を行うため、仮に保護決定に日数を要したとしても、支給額が少なくなるということはなく、対象者の生活への支障は最小限に留まっている。

委員 市判断で制度導入をしない団体があるが、どういった判断か。

生活福祉 生活保護担当部署と法規担当部署で協議した結果、警察に対し該当者が生活保護受給者ではない旨を回答することが公益上必要であるとは認めがたいとし、審査会への諮問を行わず制度実施をしないこととしたと聞いている。

委員 追加資料1 変更分の子ども家庭センターにて大阪府が対応とはどういうことか。

生活福祉 子ども家庭センターは大阪府の機関であるため、大阪府の個人情報保護審議会に諮問する。

委員 町村に子ども家庭センターがあるが、町は関与しないのか。

生活福祉 町村には福祉事務所がなく、大阪府が所管している子ども家庭センターで生活保護業務を行っている。

委員 釈放後に再度生活保護の申請をしていない人は、市外に転出した可能性が高いということか。

生活福祉 他の市町村で生活保護の申請をしている人もいるとは思いますが、勾留期間が長い人もいるので、把握できない。

委員 釈放後に再度生活保護の申請がない人の居住地はわからないのか。

生活福祉 ほとんどわからない。

委員 他の市町村に住んでいる人からも二重支給した額をいくらかは返還してもらっているが、どのようにして返還してもらっているのか。

生活福祉 他の市町村で生活保護の申請を行った場合は、過去に保護歴があるか照会があり、それに伴って居住地が判明する場合がある。判明した場合は督促を行うが、生活保護受給中であり、返還が難しい場合が多い。

委員 釈放後に生活保護の申請がなければ居住地不明で回収が困難ということか。

生活福祉 非常に困難である。

委員 大阪府警から逮捕・勾留された人の氏名等を電話で聞き、その人が生活保護受給者でなければその情報を廃棄とあるが、大阪府警から情報提供された逮捕・勾留された人の情報を廃棄するということか。

生活福祉 そうである。

委員 電話連絡受信簿の中の個人情報を黒塗りするようなイメージか。

生活福祉 生活保護受給者でない人については、個人情報がわからない形で残す。

委員 電話連絡受信簿は、逮捕・勾留された人1人に対し1枚ではなく、使い続けるイメージか。

生活福祉 1年間使用し続ける予定である。

委員 大阪府警と電話でのやり取りをすることは本制度以外にもあるのか。

生活福祉 現在も大阪府警から電話での問合せはある。

委員 電話を受ける執務室には、その情報を聞いてもよい人のみで、外部の人はいないのか。

生活福祉 本制度において、大阪府警からの電話を受けるのは、情報取扱者のみであり、担当者が不在であれば、後ほど電話を折り返す等の対応を行う。

委員 資料2の協定書案は、大阪府から提示されたものか。

生活福祉 そうである。

委員 資料2の別記様式も大阪府のひながたか。

生活福祉 そうである。

委員 大阪府内の自治体が本制度を導入する場合は、大阪府のひながたに基づいた様式を使用するということか。

生活福祉 そうである。

委員 情報取扱者は、責任者と担当者3名ほどを選任するのか。

生活福祉 本市では、責任者は生活福祉課長、統括担当者は担当係長、担当者は係員2名の選任を予定している。

委員 協定書案第7において、和泉市個人情報保護条例第11条の適正管理について触れているが、どのようなことか。

生活福祉 先ほどもあったように生活保護受給者ではない人の情報については黒塗りや廃棄等での対応をするとともに、受給者の情報についてもデータでの作成はせず紙文書

のみ作成し、それを鍵つきロッカーに施錠して保管する等の対応を行う。

委員 生活保護受給者であった人の情報は残すのか。

生活福祉 今後の生活保護の停止・廃止等の事務を行うため情報を残すが、保存期限は1年の予定である。逮捕・勾留の情報を大阪府警から受けると、生活保護費の支払方法を口座振替から窓口払いに切り替える。そこから大阪府警等に正式に照会を行い、生活保護の停止・廃止までの事務を行う。

委員 仮に無罪であった場合はどうなるのか。

生活福祉 無罪であったとしても、逮捕・勾留された期間の生活保護費は差し引いて支給される。生活保護法第26条において生活保護の停止・廃止について規定されており、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定する」旨の規定がある。逮捕・勾留されているということが、「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当すると考えられ、速やかに生活保護費の返還対象になる。もし大阪府警から速やかな情報提供がなければ、生活保護費の二重支給の期間が生じ、その間の生活保護費が返還対象となるため出所後に負債を抱えることとなり、該当者にとっても不利益となる。

委員 例えば家族3人で生活保護を受けており、1人が逮捕・勾留された場合は、2人分の生活保護費は支給され、1人分だけが減額となるということか。

生活福祉 そうである。

委員 非常に稀なケースだと思うが、大阪府警から氏名、生年月日、性別の情報を聞いた場合に、まったく同じ情報の人が複数名いた場合、どのように該当者を判断するのか。その場合に、どの段階で生活保護受給者であるかどうかを判断し、個人情報を廃棄することになるのか。

生活福祉 同じ情報の人が複数名いた場合は、いったんは不明という形とし、訪問調査等をした上で回答する。その場合は、回答してから個人情報の廃棄等を行う。

(生活福祉課 退室)

委員 釈放後の生活保護の再開もそれほど日数がかからず認められており、また申請日からの生活保護費が支給されることから、不利益があるとはいえない。

委員 審査会に諮問せずに、市担当者の判断で制度導入を決定している自治体もある。

委員 制度導入は便利であると思う。市から調査せずとも、大阪府警から連絡がくるので、そこから調査をすればよくなる。

委員 以前は民生委員が調査することもあったが、現在は個人情報の問題もあり、ほぼ市が調査をしている。

委員 制度導入はやむをえない。

委員 個人情報を適正に取り扱うなら問題ない。

委員 非常にセンシティブな情報であるため、制度運用の際には取扱いに留意してもらいたい。

委員 方向性が決まったので、答申を文書で確認する方向で大丈夫か。

事務局 問題ない。審査会の開催はせず、答申案のみ確認してもらおう。

事務局 メールにて答申案を各委員に確認してもらい、会長の承認を得ることとしたい。

委員一同 了承した。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。